

＜地方分権改革に関する提案募集＞

旧農地法に基づく国有農地等に関する運用及び手続の見直し

宮城県

はじめに：旧農地法に基づく国有農地等の管理とは？

- ▶ 戦後間もなく行われた農地改革や開拓事業により、国が取得した土地等のうち、売渡しや売払いなどの手続（処分）がなされず、現在も平成21年改正前の農地法78条（旧農地法）の規定に基づき管理している国有財産（普通財産）を自作農財産（国有農地等）と呼んでいる。
- ▶ 平成21年農地法等の一部改正法附則8条により、法定受託事務として都道府県が管理を行っている。

○宮城県におけるH31.3末現在管理数量：58筆 19,625㎡

（参考）宮城県内で行われた買収・売渡等の状況

| | 取得面積 (ha) | 処分面積 (ha) |
|----------------------|-----------|-----------|
| 国有農地 (S25.8時点) | 61,774 | 61,607 |
| 開拓財産 (未墾地) (S40.3時点) | 22,426 | 21,219 |

支障の概要

- ▶ 国有農地等については、処分促進が求められており、都道府県においても将来の管理事務負担軽減のため、管理対象地の処分に必要な事務処理等を進めている。
- ▶ しかし、都道府県において管理対象地の処分に必要な事務が完了しているのにも関わらず、管理対象地から除外されないために事務の負担が継続している事案が生じている。

→提案1：旧農地法に基づき不要地認定された国有農地等の法定受託事務の運用見直し

- ▶ また、過去に市町村等への譲与により処分をした土地について、占用許可や処分手続を行おうとした場合、市町村・都道府県・国において再度調整を行う必要があり、市町村が主体的に対応することができず、業務効率が悪くなっている。

→提案2：旧農地法に基づき市町村へ譲与を行った国有地の返還に関する運用等見直し

提案 1 :

旧農地法に基づき不要地認定された国有農地等の法定受託事務の運用見直し

<現状>

・旧農地法により県が管理する土地のうち、農業目的の利用に供さないものとして農水省（農政局）が認定（不要地認定）したものについては、国有財産法第8条により、原則、農水省から財務省へ引き継ぐこと（財務引継）とされており、財務引継が完了すると、当該地は県の管理対象地から除外されることになる。

○ ・財務引継に当たって、測量・境界確定等の作業が求められるが、測量等の作業が完了している筆であっても、財務引継後に処分の目処が立たない筆については、財務局から引き続き農水省側において管理するよう回答され、引継を受け付けてもらえない場合がある。

現行制度

都道府県

農林水産省
(農政局)

財務省
(財務局)

①不要地調書作成・提出



②不要地認定

③調整・協議



⑤引継調書作成・提出



④連絡

**処分先の目処がない筆については、
不調となる事案が多い**

⑨管理台帳から削除



⑥財務引継



⑦引受

⑧通知



(参考) 宮城県内における状況

| 不要地認定済の管理対象地 | うち測量・境界確定済 | うち処分 ¹ の目処が立っていないもの |
|--------------|------------|--------------------------------|
| 9筆 : 895㎡ | 6筆 : 643㎡ | 5筆 : 348㎡ |

県内の支障事例：
測量・境界復元・不要地認定を行ったが、
買い受け希望がないとの理由で財務引継
を断られたもの



<支障>

・旧農地法により県が管理する国有農地等は、元々自作農創設等農業上の利用を図ることを目的として買収されたものであるが、現在においては、農業上の利用に供される見込みがないものも多く見受けられる。

・処分先の目処が立たない筆については、財務局から積極的に引継を認めてもらえないのが実状であり、引継がされない場合は、当該地について県が将来にわたって管理し続けなければならないため、管理事務が負担となっている。

・財務引継に当たっては、測量・境界杭の復元・境界確定等の作業が求められているが、当該作業を県において行ったのにも関わらず、財務引継がされないまま年数が経過してしまうと、大雨や地震等により境界杭の埋没・移動が生じ、再度境界杭の復元等の作業が必要となる恐れがある。

・財務引継については、農水省（農政局）と財務省（財務局）における調整によるものであり、県は主体として当該調整に関与することができない立場であるため、省庁間における調整が完了しない限り県の負担を削減することができなくなっている。

<主な事務>

対象地調査：1筆につき、現地調査・書類作成等を含めておおよそ1日程度

確定測量・登記嘱託：業務委託設計・発注・検査等、1件につき、おおよそ半年～1年程度

柵等の設置：設計・施工等、1件につき、おおよそ2～3ヶ月程度

不法占有等に関する紛争への対応：相手方及び国との調整等、おおよそ3年以上

<提案>

都道府県において、必要な事務処理を行い不要地認定が行われた筆については、当該地の財務引継や処分が完了せずとも、法定受託事務による県の管理対象地から除外されるようにできないか。

制度改正案

都道府県

農林水産省（農政局）

①不要地調書作成・提出



②不要地認定

③管理台帳から削除



<期待される効果>

- ・ 農業上の利用に供される見込みがない国有財産について、都道府県における管理事務がなくなる。その結果、別の必要な業務に人員を充当することができる。
- ・ 引継調書の作成等、財務引継に係る都道府県の事務負担が削減される。
- ・ 不要地認定のみで管理対象地から除外されることが担保されれば、各都道府県において、不要地認定に向けた手続を行う機運が高まり、処分に必要な事務処理が積極的に行われるようになり、処分の促進につながる。

提案 2 :

旧農地法に基づき市町村へ譲与を行った国有地の返還に関する運用等見直し

<現状>

・県内において昭和40年代後半から昭和50年代にかけて、旧農地法第74条の2に基づき、市町村等へ譲与した筆が約400ha（約4,500筆）存在。

（参考）宮城県内における譲与の状況（S60.3末時点）

| | 道路 | 水路 | ため池 | 揚水機場 | 計 |
|--------|-----|----|-----|------|-----|
| 面積(ha) | 353 | 59 | 4 | 1 | 417 |

・譲与により所有権が国から市町村へ移転しているが、譲与した際の条件により、第三者への所有権移転や使用収益権の設定が禁止されている。市町村において譲与を受けた土地の用途廃止をしようとする場合には、国へ返還するか、譲与を受けた市町村の負担において代替道路等を整備しなければならない。

→現在、県内において用途廃止を検討している事例があるが、代替道路整備の調整を行っている。

※一方、農地解放等により国が買収した土地のうち、国有財産特別措置法が適用可能な筆については不要地認定・財務引継・国土交通省への所管換後に法定外公共物（赤線・青線）と同様、市町村へ無償・無条件で譲与できる。

・元々農道等、農業用に供することを想定して譲与されたが、譲与対象地周辺において、将来的に開墾や営農が行われる見込みがないものも多く、必ずしも代替道路等の整備が必要とは認められない地域も見受けられる。

<支障>

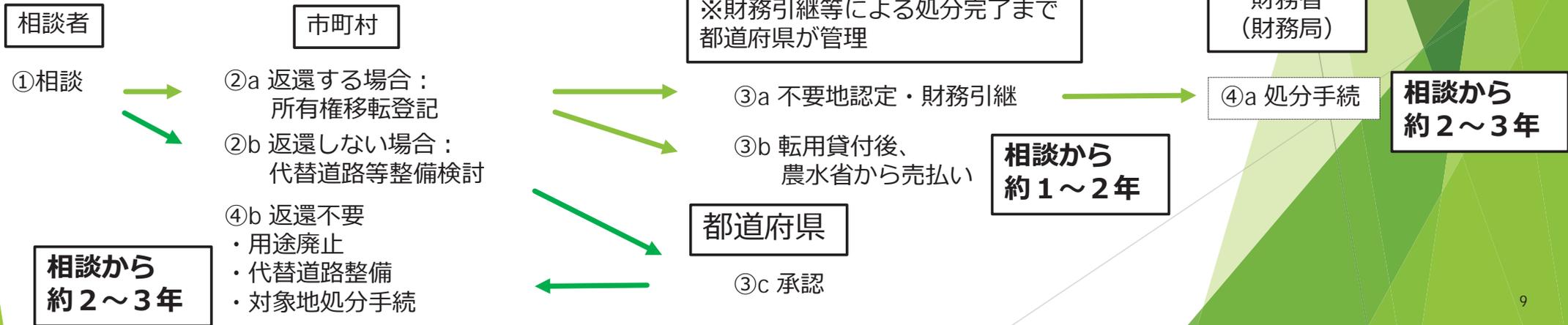
・譲与を受けた土地について、市町村あてに買い受け希望や占用許可の相談があった場合、**用途廃止のために国へ返還又は代替道路等の整備が必要となるため、迅速な対応が困難である。**

・国へ返還された場合、再度都道府県において管理する必要があり、都道府県における負担の増加要因となる。代替道路等の整備についても市町村の財源により対応する必要があり、負担の要因となる。

・公共事業の起業地となった場合、国へ返還する必要があるため、事業の遅れにつながる恐れがある。

15

現在の制度



<提案内容>

譲与の際の条件や用途廃止のための代替道路整備の条件を免除し、国へ返還せずとも譲与を受けた主体において当該地について用途廃止・第三者に対する使用収益権の設定・所有権移転ができるようにできないか。

制度改正案

相談者

市町村

都道府県

農林水産省（農政局）

①相談

②条件免除相談

③条件免除承認
国へ報告

④a 報告受理

④b 用途廃止・
処分手続

<期待される効果>

・譲与を受けた所有者における主体的な対応を可能にすることにより国・県・市町村等の間での調整に係る事務が削減される。

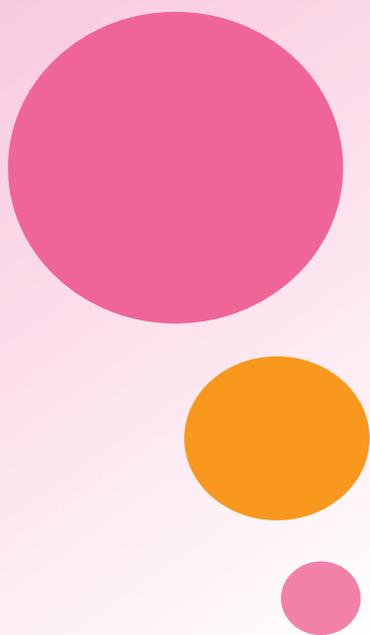
【削減される事務】返還する場合：国への所有権移転登記、不要地認定、転用貸付、財務引継
返還しない場合：代替道路整備案に係る市町村・都道府県・国との調整

・その結果、占用許可や処分手続について、住民からの相談や公共事業への迅速な対応が可能となる。

【所要期間】現行制度：1～3年程度 → 3ヶ月～1年程度

「地域女性活躍推進交付金」の 市町村事業に対する交付方法の見直し

愛知県県民文化局
令和元年7月12日



地域女性活躍推進交付金の制度について

目的

地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地方公共団体が女性活躍推進法に基づく推進計画を策定し、女性の活躍推進に関する施策を確実に実施することを支援することを目的とした内閣府所管の交付金。

実施主体

都道府県及び市町村(市町村は県からの間接補助)

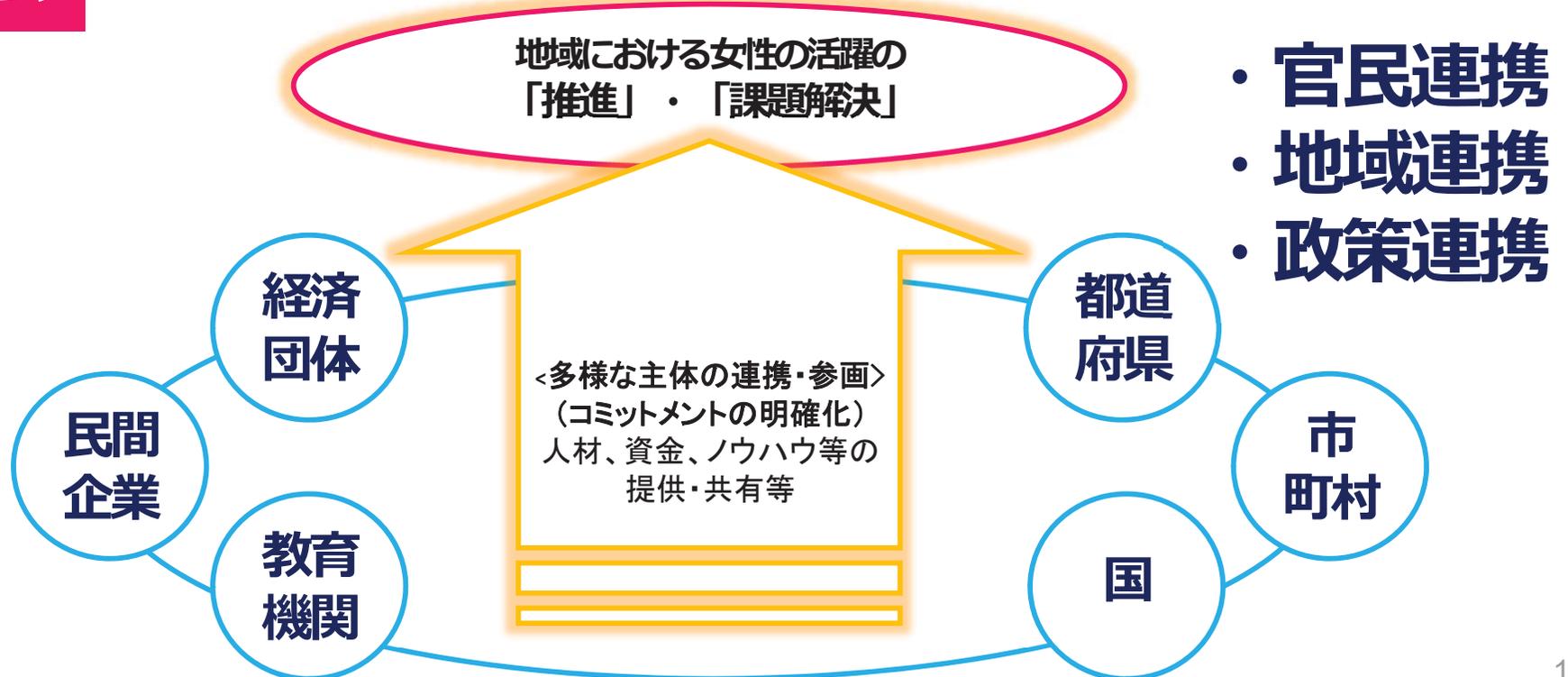
補助率

1/2

交付上限

| | | |
|--------|-----------|-------|
| 都道府県 | 800万円 | |
| 政令指定都市 | 500万円、市町村 | 250万円 |

事業スキーム

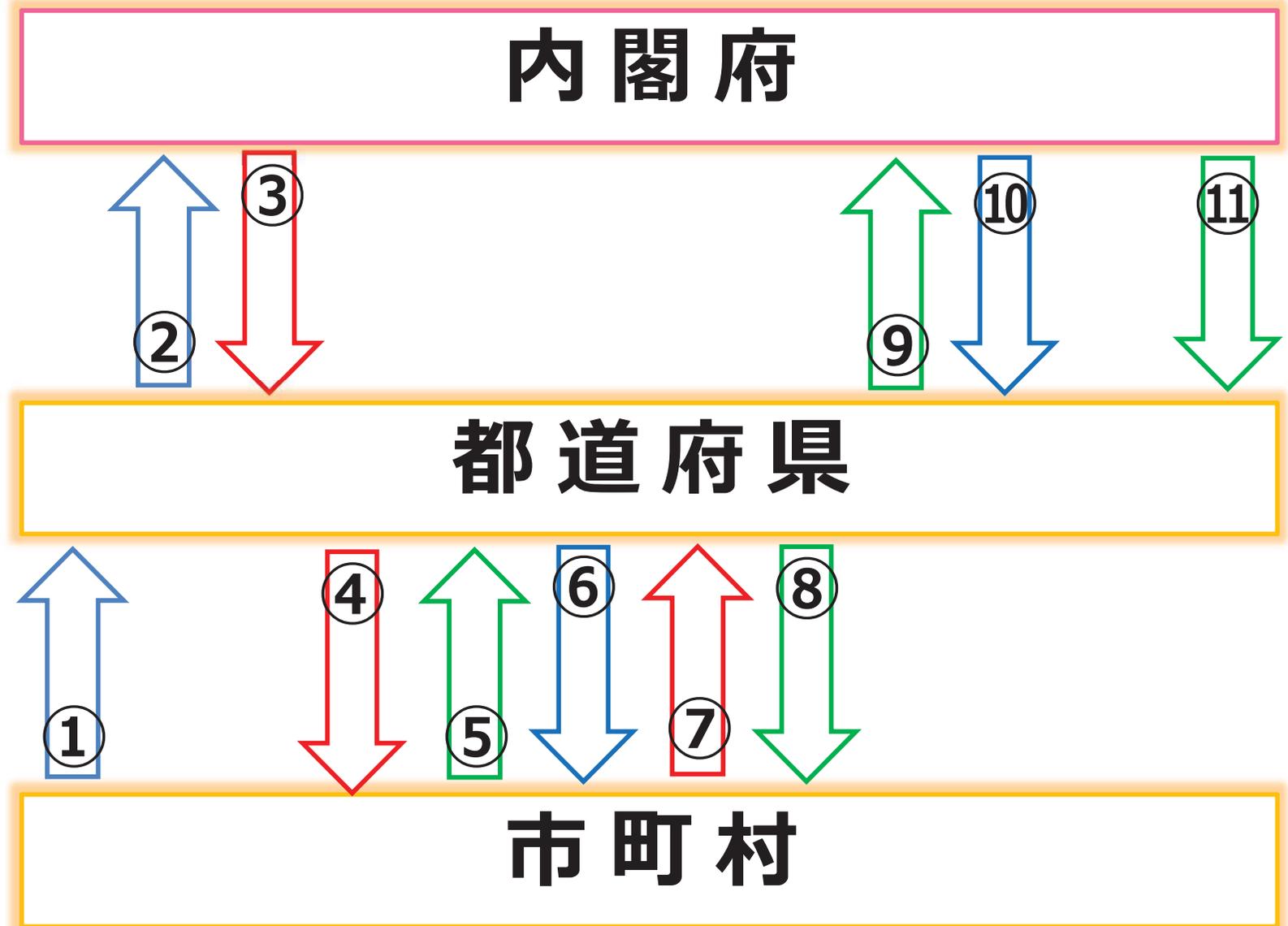


市町村事業の地域女性活躍推進交付金の交付方法

交付方法

市町村事業については、県からの**間接補助**で実施。

交付イメージ



- ①② 交付申請
- ③④ 交付決定
- ⑤⑨ 実績報告
- ⑥⑩ 額の確定
- ⑦ 請求
- ⑧⑪ 支払

市町村事業の地域女性活躍推進交付金の交付方法

課題・支障

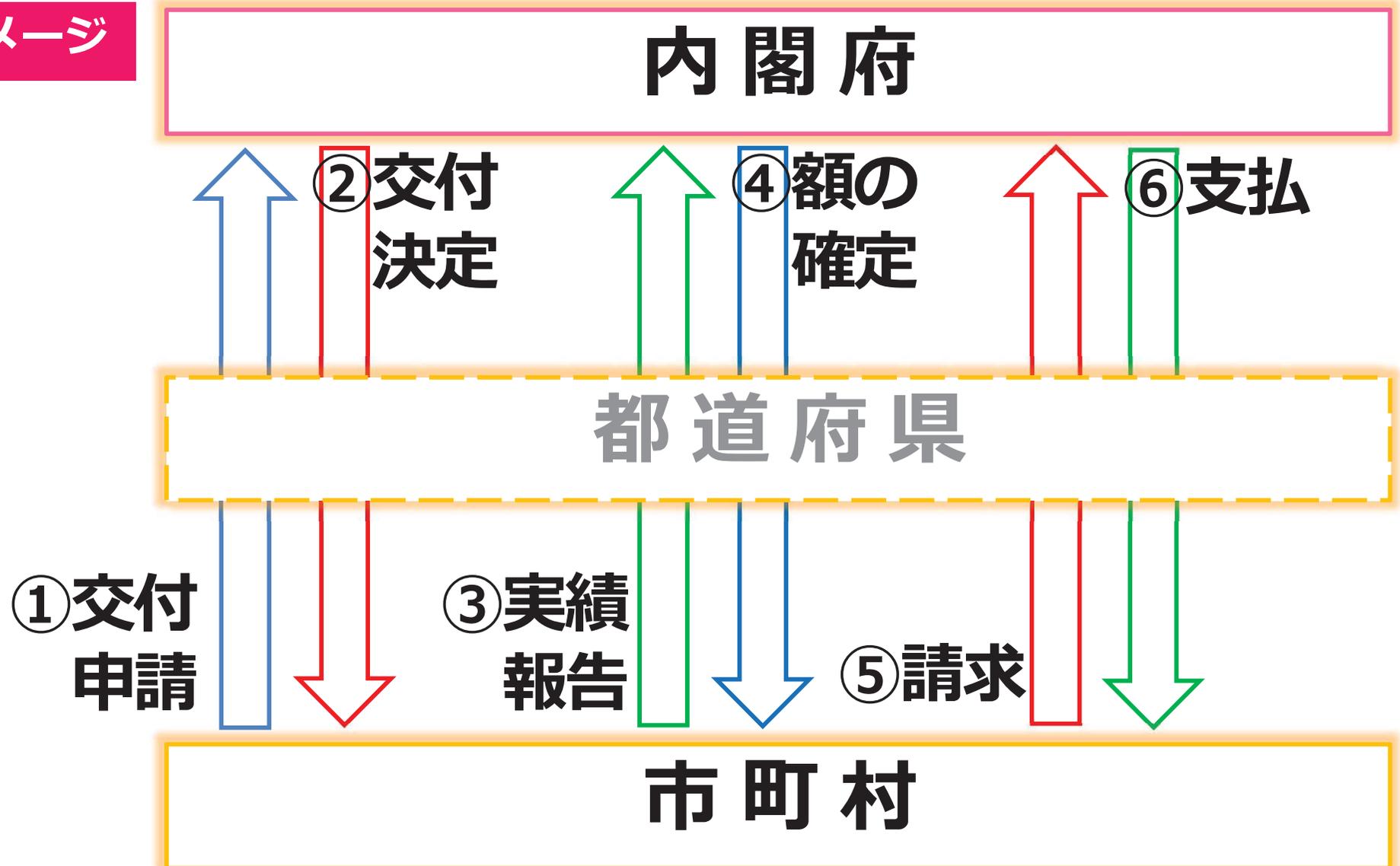
1. 間接補助のため、都道府県が市町村事業分の交付金額を予算計上する必要がある。
 - 例年、都道府県の当初予算要求時点(11月)及び予算要求最終段階である係数整理時点(1月)で、市町村事業の交付金額を正確に把握することが難しいため、市町村事業の実態に即していない予算計上となってしまうことがある。
 - 特に、年度途中で国からの交付金の追加募集等があった場合、補正予算での対応となり、議会開催時期の制約から、迅速に対応することができない。
2. 都道府県からの間接補助であるため、交付決定等に時間を要する。
 - 財源は全額国庫であるが、都道府県予算からの執行となるため、国から都道府県への交付決定後に、都道府県の会計当局の審査を受け、都道府県から市町村へ交付決定をすることとなり、交付決定に時間を要する。その他、交付申請、実績報告・額の確定、請求・支払等の手続きも同様に、時間を要する。

交付方法の見直し（案）

交付方法

国から市町村への**直接補助**で実施。

改正イメージ



交付方法の見直し（案）

改正メリット

1. 都道府県が市町村事業分の交付金額を予算計上する必要がなくなる。
 - 都道府県の予算編成の時期にかかわらず、市町村の予算編成スケジュールに基づき、事業を組み立てられ、市町村が積極的に交付金を活用できる。
2. 国から市町村へ速やかな交付決定が可能。
 - 速やかな交付決定により、事業の円滑な執行が可能となる。

22

交付金の交付方法の見直しを行い、都道府県及び市町村の更なる女性活躍推進への支援をお願い致します。